

平成28年1月29日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成28年1月29日（金） 午前10時00分

場 所：呉市体育館 2階 201号室

付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

報告事項

(1) 農地法第4条の届出について

(2) 農地法第5条の届出について

出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 谷 正典	6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教
9番 横段 登	10番 榎 真太郎	11番 舛田 定則	12番 佐伯 孝行
13番 出来 悦次	14番 林 武彦	15番 水場 守信	16番 北村 正次
17番 平本 真人	18番 高橋 靖之	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則
21番 山城 和彦	22番 長迫 秀	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生
25番 三戸 正宏	26番 灰原 松二	27番 横村 満	28番 大道 正孝
29番 土井 光弘	30番 棕開地 省二	31番 金原 茂之	32番 中野 勇平
33番 坂 孝好	34番 長本 憲	36番 上村 臣男	

欠席委員

35番 林田 浩秋 37番 岩原 昇 38番 中田 光政

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 檜垣課長補佐 大番課長補佐 須賀主査 山本主事

議長（倉本）：それでは、出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第1回呉市農

業委員会総会を開会します。（午前10時）

議長：本日の議事録署名者に1番 荒谷委員，20番 中川委員を指名します。
本日の欠席通知は，議会公務により，35番 林田委員，37番 岩原委員，38番 中田委員より出ております。
委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので，くれぐれも取り扱いにはご注意ください。

議長：事務局から配布資料の確認についてお願いします。

事務局：配布資料の確認をさせていただきます。当日配布資料として「がんばる農広島78号」「JA呉だより51号」「JA広島ゆたか広報第100号・101号」それと封筒に入れてありますが27年源泉徴収票，以上が配布資料ですがありますでしょうか。

議長：間違いありません。

事務局：それと28年農業委員活動セットは2月総会で配布させていただきます。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番と2番は関連しておりますので一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は仁方中筋町〇〇〇〇番〇外1筆，地目は田現況も田，面積は合計で967㎡の第3種農地です。申請事由は，譲渡人は高齢で労力不足のため譲受人の要望により所有権の移転をするものであり，譲受人は新規就農を図るものです。続きまして2番の申請地は仁方宮上町〇〇〇〇番，地目は田，現況は畑，面積は102㎡の第3種農地です。申請理由は使用貸人は高齢で労力不足のため使用借人の要望により使用貸借の権利の設定をするものです。営農計画につきましては野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては申請地が10.69アールありますので旧呉地区の下限面積10アールを満たしております。以上です。

議長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

池田委員：3番池田です。1年間休耕した所に米作りをすることで雑草が生えたところをきれいにされていました。生産意欲もあり，前向きな姿勢でもありました。何ら支障は無いと判断しました。よろしくご審議ください。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字西深見〇〇〇〇〇番、地目は田、面積は2,405㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましてはオリーブ栽培を行う予定です。経営面積につきましては自作地84アールありますので倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：15番水場です。これは袋ノ内で中学校跡の裏の農地です。荒らすよりオリーブを植えてもらって少しでも農地を守ってほしいです。別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字西深見〇〇〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、面積は合計で2,880㎡の第2種農地です。申請事由は先ほどと同じく、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましてはオリーブ栽培を行う予定です。経営面積につきましては自作地84アールありますので倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：15番水場です。申請地は先ほどの申請地の下で旧中学校裏です。同じことで問題ないと思います。よろしくご審議の程をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,002㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては自作地だけで18アールありますので川尻地区の下限面積10アールを満たしております。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。現地は国道185号線の北600mに位置します。申請者は隣保でありよく知っており、譲受人は耕作意欲もあり問題ないと思います。よろしくご審議の程をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、蒲刈町宮盛字原山〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は418㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は県外に居住し耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては果樹栽培を行う予定です。経営面積につきましては自作地だけで99アールありますので蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

三 戸 委 員：25番三戸です。元蒲刈中学校の上側150mに位置します。譲受人は熱心に整備されていますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議の程をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は倉橋町字宇和木新開〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は825㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備用地として利用するもので，規模等につきましては太陽光パネル196枚，発電容量49.2kWを整備する計画です。関係法令については，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。また，都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり，農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番出来です。写真で見る限りは優良農地ですが，20年前，湿地を埋め立てた新開で道路工事の残土が埋められています。岩がほとんどで農業に向かず，今まで営農されたことはなく宅地化しています。致し方ないと思います。排水について隣に流れないよう注意しました，よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し，広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は郷原町字東神田〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は175㎡の第2種農地です。転用目的は住宅及び駐車場として利用するため所有権の移転をするものであり，規模等につきましては，木造スレート葺2階建一般住宅1棟を建築する計画です。また，関係法令については，都市計画法による開発許可が必要であり現在申請中ですので，農地法の許可は開発許可と同日で行う予定です。農振農用地区域の指定はなされておられません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番池田です。この件につきましては、父が15年ほど前に向かいに家を新築されました。今度は息子が手前に新築するということです。建築に伴って周りに害を及ぼすか検討しましたが、陽当たり・風通しとも支障はありません。下水道もあり、降雨による排水も用水路があり問題ありません。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：続きまして2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は倉橋町字恵周山〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は609㎡の第2種農地です。転用目的は資材置場として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましてはグレーチング、鉄筋、アングル、H鋼をそれぞれ50㎡置く計画です。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出来委員：13番出来です。譲渡人の母親が耕作していましたが、母親が亡くなり所有者も遠方で耕作者がいなくなりました。隣の会社が資材置場にしたいということで話がまとまったもので仕方ないかなと思います。場所は宇和木トンネルを抜けたところの山側です。よろしくご審議の程をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：続きまして3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は倉橋町字花取〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は218㎡の第2種農地で

す。転用目的は資材置場として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては砕石約10㎡、まさ土約10㎡、建設機材重機3台、倉庫1棟10㎡を計画しています。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番出来です。写真のように数年前から耕作放棄され、雑木が生えた状態です。所有者も高齢で耕作できません。道路脇であり資材置き場にしたいという要望で仕方ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：続きまして議案第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字西宇渡東郷〇〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、現況は原野であり、面積は合計1,531㎡の第2種農地です。申請事由につきましては、昭和56年頃から耕作放棄したため、かい廃したとして現認書を添付の上、原野として証明を受けようとするものです。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番出来です。写真のとおり、竹藪となりどうしようも無い状態です。再生することは恐らく不可能と思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の7ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地において、この

1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が2件、農地法第5条の規定による届出が8件、計10件ございました。以上です。

議 長：その他、事務局から何か説明はありますか。

事 務 局：ございません。

議 長：それでは今までを通じてなにかご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：それではないようですので、次回の日程を申し上げます。

次期総会は、

日 時：平成28年2月26日（金） 午前10時～

場 所：呉市役所 7階 753・754号室

新しい庁舎の7階です。お間違えの無いようご注意ください。

議 長：以上で平成28年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

（午前10時30分）